

十二月廿七日 成国 判
大判事殿（姉小路明雄）

【史一】明応四年（一四九五）七月二日

『大徳寺文書 六角町屋地文書案（四三二号文書）』

（端裏書）（隆盛）

（異筆）

「津田孫右衛門尉寄進六角町敷地文書 「九件之内」」

譲与 敷地之事

合壹所、〈六角町南西類、口南北貳丈參尺、奥東西拾丈、〉

右敷地者、為中河周防守相伝地、於今当知行無相違者也、然間支證等相

（重宗）

副、石田太郎左衛門尉家次永代譲与所也、更陀之不可有違乱者也、仍為

後證之讓状如件、

応安六年十一月三日 重宗 判

譲与 敷地事

合壹所、〈六角町南西類、口南北貳丈參尺、奥東西拾丈、〉

右敷地者、為石田太郎左衛門尉家次相伝、於今知行無相違者也、然間支證等相副、幸光丸仁永代譲与所也、更他之不可有違乱者也、仍為後證之讓状如件、

明德參年八月十一日 家次 判

（付箋）（兼長）

「甘露寺殿奉書」

六角町南西類、南北貳丈貳尺、東西拾丈敷地事、自或方難去被申候、先可被閣催促由候也、恐々謹言、

応永廿四

（付箋）

「同前」

六角町南西類、南北貳丈貳尺、東西拾丈敷地事、堅被仰大判事（姉小路明雄）候之処、向後可止違乱由申候、此上者、可被相触百姓之由候也、恐々謹言

応永廿五

正月廿日

成国 判

大澤

右京亮殿

六角町南西類敷地貳丈貳尺事、任支證免除也、知行不可相違之状如件

：応永廿五年二月四日

（裏花押）

明雄 判子…（紙継目）

松若殿

賣寄進申 六角町南西類敷地事

合壹所者、〈口南北貳丈參尺、奥東西拾丈、〉

右地者、大澤右京亮後室（尼玄慶）相伝私領也、而依有要用、直錢貳拾貫文仁、限永代為山門東塔東谷旦那院不斷護摩供料、賣寄進申所実正也、至奉行者、宮内卿公隆顯、永代可有取沙汰之、相副本文書五通之上者、未更以不可有他妨、殊雖為子孫中、不可成綺在所也、万一致違乱煩輩有之者、可為盜人者也、仍為後日賣寄進状如件、

寛正四（癸未）卯月三日

尼玄慶

判

證人紹意

判

六角町西類御地子事、もとくのことく、三百九文きた可申候へとも、
いまハ町しやう(商売)はいなく候之間、百七十めされ候て給候へく候、何時も
先々のことく、しやう(引懸)はい候ハゞ、もとのことくきた可申候、此邊の地
るいのひつかけなとかくれあるましく候間、よくくきこしめしあはせ
られ候て、おほせかふり候ハゞ、其時はもとのことく、可沙汰申候、此由
よくく御申候て、可被下候、仍而為後日状如件、

(付箋)「チキリ屋ト号ス、」

九郎左衛門

延徳四年六月廿日

吉繼 判

山門御代官

参

六角町屋地事、紫野眞珠庵江御寄進之由候、得其意候、当坊護摩料所儀
者、為替地、志賀下地給置候間、無相違候、恐々謹言、

明応四

経蔵

五月廿二日

豪證 判

津田孫右衛門(隆盛)尉殿

奉寄進 屋地事

合壹所者、(六角町南西類、丈数等本券ニ相見畢)

右敷地者、津田孫右衛門尉隆盛、相伝無相違者也、然而依為紫野眞珠庵
御影御弟子、限永代寄進申処、明日実正也、本文證六通相添申候、此上者、
更以不可有疑候、若有違乱輩者、可行盗人罪科候、仍為後日寄進状如件、

津田孫右衛門尉

明応四年(乙卯)七月二日

隆盛 判

《指図右に挿入》

右文書六通正文并敷地之図、為訴訟預置飯尾江州貞運之条、写留了、

【史二】「親後日記」 天文七年(一五三八)七月七日条

二日、(略)建仁寺大昌院被申之珍皇寺、去々年依錯乱證跡下京水谷宅ニ頼
置焼失云々、然者紛失御下知申請云々、
六道事

【史三】天文十年(一五四一)十月二十四日付

左兵衛府駕輿丁千切屋定得・大文字屋太盛・金屋宗久申状

(壬生家文書)所収

(端裏)「駕輿丁左兵衛府座人 天文十 十廿四」

左兵衛府座人謹言

右子細者駕輿丁左兵衛職事、数年水谷存知仕事無紛儀候、然処号引田
跡目「近松与申仁鉢兄部職之事申掠之段、無謂次第候、此等之趣可然
之様預御披露、如先々水谷ニ被仰付候者忝可存候、猶御不審之
儀在之者座中尋承可申明者也、仍粗言上如件、

拾月廿四日

ちぎりや

定得(花押)

大もんし屋

太盛(花押)

きんや

宗久(花押)

【史四】「当町年寄二付町議控」

宝曆十年七月四日条

一、四日、算用寄会 行事〔玉七／高茂〕
今日帳箱へ納メ、地藏尊戸帳の華鬘、今日相談之上、千切屋七兵衛方へ申付ル

(中略)

一、地藏尊戸帳ノ華鬘、

本紅唐打ニ而、式割引七拾参匆ニ而、千切屋七兵衛方へ誂、七月廿一日、出来右華鬘戸帳箱拵、代六匆

【史五】「三好政生書状」(大橋家旧蔵文書) 無年号

当町之儀、自然動候刻当手軍勢甲乙人等乱妨狼藉并に寄宿事、堅申付候条不可在異儀候、恐々謹言

三好右衛門大輔

七月十日 政生(花押)

三条御蔵町中

【史六】明治六年十一月三好下知状売渡状

證

三好下知状

壹幅

右者往古ヨリ当町中致所持候処、今般協議之上町借弁濟方へ付貴殿へ金壹圓五拾錢ニ永代売渡候、若他町へ御転籍之節ハ原価ヲ以無相違買戻シ可申候、為後日之売与証如件、

下京第三区御倉町

明治六年十一月

戸長

木島周吉

(黒印)

伍頭

川嶋利右衛門

(黒印)

同

西村源助

(黒印)

町惣代

西村惣右衛門

(朱印)

大橋重助殿

【史七】明治六年十一月 牛頭天王神号等売渡状

證

一牛頭天王神号

黄泉筆

一幅

一祇園社古図

速水春眠筆

一幅

一轅社納証書

壹通

右者往古ヨリ当町中致所持候処今般協議之上町借弁濟ニ付貴殿へ金七圓八拾錢ニ永代売渡候、若他町へ御転籍之節ハ原価を以無相違買戻シ可申候、為後日之売与証如件、

下京第三区御倉町

明治六年十一月

戸長

木島周吉

(黒印)

伍頭

川嶋利右衛門

(黒印)

同

西村源助

(黒印)

町総代

千田忠太郎

(黒印)

西村惣右衛門殿